

千葉県公告第901号

千葉県下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（昭和54年千葉県規則第5号）第6条第1項の規定により千葉県下水道指定排水設備工事業者を次のとおり指定したので、同規則第19条第1号の規定により公告します。

令和5年10月24日

千葉市長 神谷俊一

1 指定有効期限

令和5年10月24日から令和10年3月31日

2 千葉県下水道指定排水設備工事業者

事業所名	所在地	代表者名
株式会社 セプテム	船橋市大穴北三丁目23番4号	吉岡 満樹斗
株式会社 松戸社中	松戸市横須賀二丁目3番地の19 アヴァンセ・クロシエット202号	富田 悠介
株式会社 かどや管工	千葉市中央区仁戸名町454番地7	小能 秀人
有限会社 石坂工業	佐倉市江原354番地3	石坂 葉子
株式会社 メルクリ	八千代市勝田台南二丁目29番1号 リーフカノン102号	渋谷 周平